

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>V-3-1-1 (1) ①について</p> <p>「信用金庫法施行規則第 171 条の規定により、信用金庫から財務局に対し信用金庫法施行令第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき、金融庁長官の権限のうち財務局長に委任されている権限以外の権限に係る」について、権限内のものであっても財務局内で判断がつかないものについては、V-3-6-1 で準用される改正案Ⅲ-3-2 (2) と同様の扱いができればよいと存じます。</p> <p>金融庁長官の権限のうち財務局長に委任されている権限内のものであれば、制度上、財務局内での判断に委ねられるべきものとは存じますが、例外の扱いについて検討していただけると幸いです。</p>	<p>財務局長に権限委任された認可等のうち、合併や事業譲渡など重要な認可等が必要となるような情報を入手したときは、速やかに、財務局から監督局担当部門へ情報を提供することとしています。</p> <p>また、照会の回答に当たって財務局において判断がつかないもの等については、Ⅲ-3-2 (2) に基づき、財務局から監督局担当部門に速やかに連絡することとしており、引き続き、密接な連携に努めてまいります。</p>
2	<p>V-3-1-1 (1) ②について</p> <p>「Ⅲ-4-2 (4) に係る事前相談が」とありますが、その他付随業務の根拠が銀行法と信用金庫法では異なり（信用金庫法第 53 条第 3 項柱書、信用金庫連合会につき同法 54 条第 4 項柱書）、また、V-3-6-2 で当該条文の読み替えが手当されていないため、(V-3-6-1 の準用で対応できるとの理解であればそのまま大丈夫ですが)、条文の手当が必要かと存じます。</p>	<p>ご指摘の箇所は、貴見のとおり、従来から V-3-6-1 の準用規定において対応しています。</p>
3	<p>新旧対照表の現行の記載と御庁ウェブサイトに掲載されている中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（令和 3 年 7 月）の記載に異なる箇所がありました。</p> <p>新旧対照表の現行の記載が最新かと存じますが、御庁ウェブサイト上の監督指針が最新のものでないと全体を通して検討する際に支障が出ますので、改定後は都度速やかにアップロードしていただけると幸いです。</p>	<p>新旧対照表の旧の箇所について、ご指摘を踏まえ修正いたしました。</p> <p>監督指針を改正した場合は、可能な限り速やかに改正後のものをウェブサイトに掲載する所存です。</p>